

報道関係者 各位

令和5年11月30日(木)

【照会先】

青森労働局雇用環境・均等室  
室長 八木橋 晃  
室長補佐(担当) 後藤 方史  
(直通電話) 017-734-4211

## 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

～「職場のパワーハラスメント対策等オンライン説明会」を開催します～

令和4年4月1日から、「パワーハラスメント防止措置」が全企業で義務化されています（資料 No. 1）。

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するための事業を全国的に実施することとしています。

その一環として、青森労働局では、令和5年12月18日（月）から22日（金）までの各日午前中、「職場のパワーハラスメント対策等オンライン説明会」を Zoom により開催します。

### 1 「職場のパワーハラスメント対策等オンライン説明会」の開催（資料 No. 2）

配信日時 令和5年12月18日（月）～令和5年12月22日（金） 各日午前中

内容 ・職場におけるパワーハラスメントとは  
・事業主が雇用管理上講ずべき措置 等

### 2 「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」の開催（資料 No. 3）

配信日時 令和5年12月5日（火） 13時30分～15時15分（予定）

内容 ・専門家による「企業のカスタマーハラスメント対策について」の基調講演  
・カスタマーハラスメント対策に取り組む企業の担当者から事例紹介  
(パネルディスカッション)

### 3 「カスタマーハラスメント、就活ハラスメント 悩み相談室」の周知（資料 No. 4）

厚生労働省（委託事業）では、カスタマーハラスメント及び就活ハラスメントに関する悩みについて、メール・SNSにより無料で相談に応じています（受付：24時間、365日）。

#### <添付資料>

- No. 1 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！  
No. 2 「職場のパワーハラスメント対策等オンライン説明会」（青森労働局）  
No. 3 「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」（厚生労働省）  
No. 4 「カスタマーハラスメント、就活ハラスメント 悩み相談室」（厚生労働省（委託事業））  
No. 5 2023年度 職場のハラスメント撲滅月間ポスター

さあっ、進もう！  
ハラスメントのない  
あかるい社会へ



あかるい職場応援団  
あかるい職場応援団は、職場におけるハラスメントの防止と被害者の支援を目的として、厚生労働省が主催する民間団体です。あかるい職場応援団の活動は、厚生労働省のホームページ（http://www.mhlw.go.jp）に掲載されています。

# 12月は 「職場のハラスメント撲滅月間」 です！

資料No.1

事業主、企業の担当者からの相談にも対応しています

青森労働局雇用環境・均等室

所在地 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎8階  
電話番号 017-734-4211  
受付時間 8時30分～17時15分（土日祝日、年末年始除く）

「**パワーハラスメント防止措置**」が  
全企業で**義務化**されました！

令和4年  
4月1日から

## 職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素**全て**を満たす行為。

- ①優越的な関係を背景とした言動
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

## 職場におけるパワーハラスメントの 代表的な言動の6類型

- ①身体的な攻撃
- ②精神的な攻撃
- ③人間関係からの切り離し
- ④過大な要求
- ⑤過小な要求
- ⑥個の侵害

## 「職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置」とは？

### 事業主の方針の明確化 及びその周知・啓発

- ① 職場におけるパワーハラスメントの内容・パワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること
- ② 行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること

### 相談に応じ、適切に対応す るために必要な体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

### 職場におけるパワーハラ スメントへの事後の迅速かつ 適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと
- ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと
- ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること（事実確認ができなかった場合を含む）

### 併せて講ずべき措置

- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知すること
  - ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること
- ※労働者が事業主に相談したこと等を理由として、**事業主が解雇その他の不利益な取扱いを行うことは、労働施策総合推進法において禁止**されています。

社内の体制整備に活用できる情報・資料

- ポータルサイト「あかるい職場応援団」  
職場におけるハラスメントに関する情報を発信しています。

あかるい職場応援団 HP

検索



# 職場のパワーハラスメント対策等 オンライン説明会

資料  
No.2

(Zoom開催)

令和4年4月1日から、労働施策総合推進法に基づき、全事業主に対し「パワーハラスメント防止措置」を講ずることが義務化されています。また、12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です。青森労働局では、以下の日程により、「パワーハラスメント防止措置」に関する説明会を実施しますので、法改正に対する取組状況に応じ、ご検討の上、Webによりお申込みください。

## 日時

令和5年12月18日（月）～22日（金） いずれも10時～11時

## 申込方法

### Webから申込（申込方法の詳細は裏面に掲載）

- ・ 申込開始日時：令和5年11月16日（木） 8時30分
  - ・ 申込締切日時：令和5年12月14日（木） 17時
  - ・ **各回定員80社**（1社につき接続は**1つまで**とさせていただきます）
- ※締切日前に定員に達した時点で受付終了となりますのでご了承ください。

## 説明会の内容

- ①職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置
- ②職場におけるパワーハラスメント防止等のための望ましい取組について



## パワハラ対策、できていますか？

### 1つでもあてはまったらアウト！

- パワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、就業規則やチラシで周知していない。
- 相談窓口がない。または、相談窓口を知らない労働者がいる。
- 事案があった場合に、再発防止策を講じていない。  
（パワハラと認められなかった場合を含む）

**パワハラ防止措置は  
全ての事業主の義務です！！**

お問い合わせ先 青森労働局 雇用環境・均等室（TEL：017-734-4211）

# 参加申込方法（11月16日(木) 8時30分から受付開始）

1. 青森労働局HPの「職場のパワーハラスメント対策等オンライン説明会 特設ページ」へアクセス。（下記のURLを入力、または二次元コードから）



[https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/newpage\\_01067.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/newpage_01067.html)

2. 参加希望日を選択し、Zoomミーティング登録を行う。  
※参加希望日をクリックすると、Zoomのミーティング登録画面にページ移動します。

☆12月14日(木)17時に申込を締め切ります。

なお、申込締切日前に定員に達した時点で受付を終了いたしますのでご了承ください。

## 参加申込後の流れ

1. 申込が完了しますと、登録されたメールアドレス宛に「ミーティングID」と「パスワード」が送信されます。
2. 当日の説明資料につきましては、青森労働局ホームページの「職場のパワーハラスメント対策等オンライン説明会 特設ページ」（URL・二次元コードは上記と同じ）へ掲載いたします。参加者様にてダウンロードし、ご用意ください。なお、紙媒体の送付は行いませんのでご了承ください（当日はZoom説明画面にも資料を映します）。

## 注意事項

- 説明会の録音や録画、撮影、資料の二次使用、詳細内容のSNS等への投稿は固くお断りいたします。
- キャンセルされる場合には、当室宛お電話（TEL：017-734-4211）にてご連絡をお願いいたします。
- お申し込みの際にご提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営以外に使用いたしません。
- Zoomに関する使用方法については、本説明会主催者ではお答えしておりませんので、ご了承ください。
- 当日は安定した通信環境でご参加ください。通信環境や回線状況により、音声や映像が乱れる、画面がフリーズする等、ご視聴いただけない場合がございます。
- 説明会参加時のスクリーンネームは、企業や個人を特定しないもので構いません。

## 12月は職場のハラスメント撲滅月間です！

職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人権を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、会社秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失に繋がったり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

事業主の方は、実効性のあるハラスメント防止対策を講じてください。また、働く人自身も、上司・同僚・部下をはじめ取引先等仕事をしていく中で関わる人たちをお互いに尊重することで、皆でハラスメントのない職場にしていけることを心がけましょう。

厚生労働省では、ハラスメントのない社会の実現に向けて、12月を「**職場のハラスメント撲滅月間**」と定め、集中的な広報を実施します。

その一環として、「**職場におけるハラスメント対策シンポジウム**」を12月5日（火）にオンラインで開催します。是非、ご覧ください。詳細はハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」でご確認ください。

### 職場におけるハラスメント対策シンポジウム

事前申込制  
参加無料

配信日時 令和5年12月5日（火）13時30分～15時15分（予定）  
内 容 専門家による「企業のカスタマーハラスメント対策について」の基調講演や、カスタマーハラスメント対策に取り組む企業の担当者から事例を紹介していただくパネルディスカッションなどを実施します。

申込期限 令和5年12月5日（火）12時

●シンポジウムの詳細・参加申込はこちらから▶

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」では、研修資料、企業の取組事例等、企業におけるハラスメント防止対策を進める上で参考になる情報を掲載しています。ハラスメント関係資料ダウンロードコーナーには、職場のハラスメントの予防・解決に向けたパンフレット、リーフレット、ポスター等を掲載しています。職場での周知・啓発や研修等にご活用ください。



**あかるい職場応援団**

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。





# カスタマー ハラスメント

相談無料

## 悩み相談室

例えばこのようなことでお困りではありませんか？

お客様は神様  
じゃないのか

感謝料払ったら  
許してやる

SNSに  
アップしてやる



### 顧客等からの著しい迷惑行為の例

- ①長時間にわたる拘束
  - ②頻繁に来店し、その度にクレームを行う
  - ③大声での恫喝、罵声、暴言の繰り返し
  - ④暴力行為や物の破壊行為
  - ⑤脅迫的な言動
  - ⑥SNS/インターネット上での誹謗中傷
  - ⑦セクシュアルハラスメント
- ☆上司に相談しても対応してくれない

# お悩み・お困りの方、ご相談ください。

相談受付

<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>



受付：24時間、365日  
受付後3営業日以内に返信します



メール相談 又は



SNS相談



LINE 友だち追加

#### 【相談室利用の際の注意点】

- 日本語のみにご対応いたします。
- カスタマーハラスメント悩み相談室は、厚生労働省委託事業であり、ハラスメントに該当するかどうかの判断をすることはできないこととなっております。ご相談なされる方は、その旨ご留意いただけますようお願いいたします。
- 個人情報の取扱いについては、カスタマーハラスメント悩み相談室の「このサイトについて」をご確認願います。



# 就活 ハラスメント

相談無料

## 悩み相談室

就活ハラスメントとは、就職活動中や  
インターンシップ中の学生に行うセクハラや  
パワハラなどのこと。決して許されない行為です



例えばこのようなことでお困りではありませんか？

インターシップや  
OB訪問などで  
食事やデートに誘われた

人格を否定された

オンライン面接で  
全身を見せると  
言われた

セクハラに対し  
拒否抵抗したら  
内定を取り消された

「恋人はいるのか」と  
聞かれた



## お悩み・お困りの方、ご相談ください。

相談受付

<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>



受付：24時間、365日  
受付後3営業日以内に返信します



メール相談 又は



SNS相談

LINE

友だち追加

### 【相談室利用の際の注意点】

- 日本語のみにご対応いたします。
- 就活ハラスメント悩み相談室は、厚生労働省委託事業であり、ハラスメントに該当するかどうかの判断をすることはできないこととなっております。ご相談なさる方は、その旨ご留意いただけますようお願いいたします。
- 個人情報の取扱いについては、就活ハラスメント悩み相談室の「このサイトについて」をご確認願います。

# 12月は職場のハラスメント 撲滅月間です

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、二次元バーコードまたは下記サイトフォームからお申し込みください。  
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。 NOハラスメント

